

中標津町いじめ防止基本方針

平成 31 年 1 月

中標津町・中標津町教育委員会

(令和 5 年 11 月改定)

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1	いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	いじめ防止等のための対策に関する基本理念・・・・・・・・	2
(1)	いじめ防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・	2
(2)	いじめの理解と対応・・・・・・・・	2
3	いじめ防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・	3
(1)	いじめの未然防止・・・・・・・・	3
(2)	いじめの早期発見・・・・・・・・	3
(3)	いじめの早期対応・関係機関との連携・・・・・・・・	4
4	いじめの解消・・・・・・・・	5

第2章 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1	町及び教育委員会が取り組む事項・・・・・・・・	6
(1)	基本方針の策定、点検、見直し・・・・・・・・	6
(2)	いじめ防止等のための組織の設置・・・・・・・・	6
(3)	いじめの未然防止、早期発見、早期対応・・・・・・・・	6
(4)	いじめに対する措置・・・・・・・・	7
2	学校が取り組む事項・・・・・・・・	7
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定・・・・・・・・	7
(2)	学校に設置する組織等・・・・・・・・	8
(3)	いじめの未然防止・早期発見・早期対応・・・・・・・・	8
(4)	家庭・地域・関係機関との連携・・・・・・・・	9
3	家庭・地域が取り組む事項・・・・・・・・	9
(1)	家庭の取り組み・・・・・・・・	9
(2)	地域の取り組み・・・・・・・・	10

第3章 重大事態への対処の方策

1	重大事態の定義・・・・・・・・	11
2	学校及び教育委員会の対応・・・・・・・・	11
(1)	対応の概要・・・・・・・・	11
(2)	重大事態の調査・・・・・・・・	12
(3)	いじめを受けた児童生徒及びその保護者への対応・・・・・・・・	12
(4)	いじめを行った児童生徒及びその保護者への対応・・・・・・・・	13
(5)	落ち着いた学校生活を取り戻すための対応・・・・・・・・	13
3	町長による再調査及び再調査を踏まえた措置・・・・・・・・	14
(1)	再調査・・・・・・・・	14
(2)	議会への報告・・・・・・・・	14
(3)	再調査の結果を踏まえた措置・・・・・・・・	14

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条の規定による。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係^{※1}にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響^{※2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人間関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

《いじめの態様の具体例》

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等を用いて、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※ 「いじめ」の中には、犯罪行為（傷害、暴行、窃盗、恐喝 等）として取り扱われるべきものや、早期に警察へ相談することが適当なもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるため直ちに警察へ通報する必要があるものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向に十分配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、関係機関と連携し、速やかに警察への相談・通報を含めた対応を行う必要がある。

2 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

すべての子どもたちが安心して生活を送ることができるよう、いじめ根絶に向けて取り組むために以下のとおり基本理念を定める。

「いじめをしない・させない・見逃さない」
「いじめや仲間はずれをしない心の優しい子供になる」

(2) いじめの理解と対応

① いじめはどの集団にもどの児童生徒にも起こり得る問題である。

友人関係における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わったり、多くの児童生徒が入れ替わりながらいじめを繰り返したりすることがある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもある。

② いじめの四層構造や、児童生徒の人間関係を踏まえた指導が必要である。

日頃から、学級や部活動等の所属集団に存在する人間関係の序列化やグループ化など、構造上の問題を十分踏まえておく必要がある。その上で、いじめの「加害者」「被害者」という関係だけでなく、「観衆」としてその周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、「傍観者」として見て見ぬふりをして黙っている者等、いじめを取り巻く構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

③ 常に重大事態を想定して指導にあたる。

いじめは大人の目に付きにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知された時点で、すでに重大な事態に至っている可能性があることを十分に理解した上で対処することが大切である。

④ 特別な教育的配慮が必要な児童生徒の背景を理解して指導にあたる。

発達障がいのある児童生徒やその疑いのある児童生徒、特別支援学級に在籍している児童生徒、または外国人児童生徒等がいじめに関係したりする場合がある。これらの児童生徒は、その特性等から自分の気持ちをうまく伝えることや相手の気持ちを理解することを苦手とする場合があり、周囲から理解されずに孤立し、いじめとして認知されにくいこともある。また、家庭の状況等、多様な背景を持つ児童生徒についても、いじめにつながる可能性を想定しておく必要がある。こうした教育的配慮が必要な児童生徒の背景を十分理解した上で適切に対処する必要がある。

⑤ 児童生徒を取り巻く大人が確かな人権感覚を備えた言動を心がける。

「性的マイノリティ」である児童生徒や、外見や周囲の憶測等により「LGBTQ 等」と決めつけられる児童生徒が、いじめの対象にならないよう慎重な配慮が必要である。こうした児童生徒は自身の状態を秘匿し、表面的にはその特性が認知されにくい場合が多いことを踏まえ、大人が確かな人権感覚をもち、偏見を生まないよう努めるとともに、性別に関わる冗談やからかい等を行わないよう心がける必要がある。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめの問題を根本的に克服していくためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。そのため、児童生徒はもちろんのこと、教職員をはじめ関係者が一体となり、いじめを生まない風土をつくることが不可欠である。

① 児童生徒の居場所づくりと絆づくり

学校は、いじめを生まない風土をつくるため、児童生徒が自己存在感をもって安心して過ごすことのできる「居場所づくり」を進める。あわせて、授業や学校行事を通じて、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感をベースとして、互いを認め合う人間関係を築けるような場面をつくり、コミュニケーション能力の育成を図ることで児童生徒同士の「絆づくり」を進める。

② 「いじめを許さない」という意識の徹底

「いじめを許さない」という意識を児童生徒の中に浸透させ、いじめの四層構造における「観衆」「傍観者」が、いじめの抑止や解決に向けて行動する「仲裁者」となれるよう働きかけ、自分たちの集団にあるいじめを自分たちの手で解消していこうとする自浄力を高める。あわせて、被害者にも、観衆・傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

③ いじめを助長させない大人の意識

教職員をはじめとする大人は、自身の言動が、児童生徒の心に大きな影響を及ぼすことがあることを常に意識して行動する。例えば、大勢の前で、特定の児童生徒にとって負のイメージとなる言動をしたり、からかい・冷やかしをすることが、児童生徒のいじめを助長する要因となり得るため、厳に慎まなければならない。また、「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、プライバシーに十分配慮した支援を行う必要がある。

④ いじめ問題に対する地域連携

いじめ防止基本方針を周知し、いじめ問題に対する取り組みの重要性について町民全体に認識を広める。あわせて、町、学校、家庭、地域が一体となっていじめの未然防止の啓発活動を進める。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩であり、すべての大人が連携し、児童生徒のわずかな変化に気づく力を高めることが必要である。そのため、わずかな兆候であっても事案を軽視することなく、「いじめではないか」という視点をもって、早い段階から情報収集に努め、的確にいじめを認知する環境づくりを心がける。

① 児童生徒のわずかな異変に気づく敏感な感性

児童生徒は、「報復をされるのではないか」「保護者に心配をかけたくない」などの理由でいじめを受けた事実を話さないばかりか、ときには事実を否定することもある。すべての教職員は、何気ない児童生徒の言動からわずかな異変に気づく感性を磨くとともに、児童生徒のどのような話も真剣に受け止め、丁寧に対応する。

② 相談しやすい雰囲気づくり

いじめに気づいたまわりの児童生徒が「観衆」「傍観者」になることは、いじめを助長し、結果としていじめに加担しているのと同じであるとの認識をもたせる。その上で、いじめを止め、いじめを受けている児童生徒を守るために行動する「仲裁者」となれるよう支援し、担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員や保護者に安心して相談できる雰囲気づくりに努める。また、1人1台端末を活用した相談窓口「おなやみポスト」やSNSを活用した相談事業等についても、周知を図り、適切に利用できるようにする。

③ 組織で対応する教職員集団づくり

いじめや児童生徒のわずかな異変に気づいた教職員が一人で抱え込むことのないよう、早い段階から教職員間で情報を共有し、互いに支え合える協働的な指導体制を整える。あわせて、児童生徒の様子を日常的に話題にできる風通しのよい教職員集団づくりに努める。

(3) いじめの早期対応・関係機関との連携

いじめが確認された場合、学校はいじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った児童生徒に対して適切に指導する。こうした一連の対応を迅速に行うための体制強化を図る。

① 迅速で慎重な事実確認

いじめの疑いを認知した場合、教職員はいじめを受けている児童生徒の立場に立って、受容的な姿勢で話を聞き、迅速に対応する。いじめに対する関係児童生徒の認識にはそれぞれ「ずれ」があり得ることを理解した上で、伝聞情報に惑わされることなく、関係者からの聞き取り等により慎重に事実の確認を行う。

② 児童生徒の安全確保

いじめを受けている児童生徒といじめの行為を相談してきた児童生徒の安全確保を最優先することを心がけて対応する。特に、いじめを相談したことにより、いじめがエスカレートしたり、新たないじめが起きたりしないよう、よりきめ細かな見守りを継続的に行う。また、事案によっては関係児童生徒間で対立が深刻化し、別の被害が生じるおそれもあることから、関係する児童生徒全体の安全に配慮し、必要な指導・支援を行う。

③ 組織的な対応

いじめに関わった児童生徒からの聞き取り等は、「いじめ防止等の対策のための組織」で役割分担するなど組織的に対応を行う。普段から、教職員一人ひとりが、いじめを把握した場合の対処について共通理解をしておくとともに、必要に応じて校内に小委員会等を設置し、組織的かつ迅速な対応が可能となる体制を整備する。

④ 家庭への情報提供

確認できた事実については、該当する児童生徒の保護者に対して迅速に伝えることを原則とし、特に、いじめを受けている児童生徒の保護者には、今後の指導方針について説明責任を果たすとともに、指導のプロセスや結果について報告する。

⑤ 警察や関係機関との連携

いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じる恐れのあるときは、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で早期に警察や関係機関に相談・通報し、連携して対応する。また、いじめは、必ずしも学校内で起きるとは限らず、学校外の人間関係でも起こり得ることを想定し、事案に応じて的確に対応していく。児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、必要な場合に早期に警察に相談できる体制を日頃から構築する。

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消と判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く見守り、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含む関係者で協議の上、継続的に支援を行うことが大切である。

第2章 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 町及び教育委員会が取り組む事項

(1) 基本方針の策定、点検、見直し

本町におけるいじめの防止等のための基本方針を策定し、当該方針による取り組みが、より実効性の高いものとなるよう、適切に機能しているかを定期的に点検・検証し、必要に応じて内容の見直しや改善を図る。

(2) いじめ防止等のための組織の設置

① 総合教育会議の運営

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、町長が設ける総合教育会議において、適宜、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じる恐れがあると見込まれる場合等の緊急時に講じるべき措置についての協議並びに調整を行う。

② いじめ対策の専門機関の設置

ア 中標津町いじめ問題対策連絡協議会の設置（法第14条第1項）

教育委員会は、いじめ防止等に関する関係機関との連携を図るため「中標津町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。連絡協議会は、学識経験者、スクールカウンセラー、警察、児童相談所等、専門的な知識を有する外部人材、その他教育長が適当と認める者で構成する。なお、中標津町青少年問題協議会の所属委員をもって、これに充てることができるものとする。

イ いじめ問題調査委員会の設置（法第28条第1項）

教育委員会は、学校におけるいじめの重大事態に対処し、同種の事態発生の防止に資するため、当該学校又は教育委員会に「いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置し、当該重大事態に係る事実関係を可能な限り明らかにし、当該事態への対処や同種の再発防止を図るための調査を行う。調査委員会は、事案の特性等を踏まえ、専門的見地からの詳細な事実確認を行う必要がある場合や、調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高い場合には、教育、法律、医療、心理や福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者や、当該調査事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しないもの等を加えた組織とする。

(3) いじめの未然防止、早期発見、早期対応

① 生きる力を育む生徒指導の推進

生徒指導とは、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。児童生徒が、将来において自己実現ができる資質・態度を形成し、生きる力を育むために「共感的な人間関係を育成する」「自己決定の場を与える」「自己存在感を実感させる」「安心・安全な風土を醸成する」の4つの視点を日々の生活の場で有機的に作用させる。

② 人権感覚の醸成

児童生徒一人ひとりが互いに違いを認め、尊重し合い、それぞれの良さや可能性を発揮して自己実現を図りながら、教職員とともに信頼し合い、共感し合って温かい人間関係をつくる教育活動を展開する。人権尊重の精神を培い、実践的態度の育成をめざし、人権感覚の醸成に努める。

③ 教職員の資質向上のための研修や指導の充実

学級活動や児童会・生徒会等、児童生徒の自主的、自治的な特別活動が進められるよう教職員の指導力向上を図る。また、いじめ、不登校、発達障がい等の課題に対応できる指導や支援のあり方について、過去の事例等に基づいた研修の機会を設けるなど、教職員の専門性を高める。

④ 児童生徒の実態の把握や心の安定に向けた支援の充実

児童生徒一人ひとりの心の状態を把握したり、児童生徒の集団への適応状況を把握したりするため、学校生活アンケートや個別面談等を実施するなど、定期的な調査やその他の必要な措置を講じるよう各学校に働きかける。また、児童生徒の心の安定を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、専門相談員の積極的活用及び関係機関との連携の推進を図る。

⑤ インターネットやSNS によるいじめの防止等に向けた取組の推進

児童生徒自身及び保護者が、インターネットや SNS を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、インターネットや SNS の不適切な使用による危険性について理解を深める啓発を行う。さらに、教職員が、インターネットや SNS によるいじめの現状等の理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速、かつ確実に行うための啓発や研修会等を行う。そして、インターネットや SNS 上で児童生徒のいじめにつながる恐れがある書き込みが認められた場合は、関係の学校に情報提供するとともに、学校の対応への指導助言を行い、必要に応じて警察等の関係機関との連携を促す。

(4) いじめに対する措置

いじめを受けた児童生徒を含むすべての児童生徒が安心して教育を受けられるよう、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、必要に応じて当該児童生徒の出席停止を命じたり、当該児童生徒を一時的に学校内の別室で学習させたりするなどの措置を講じる。

2 学校が取り組む事項

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針と町の基本方針を参酌し、学校としてどのようにいじめ防止等の取り組みを行うかについて、基本的な方向性や取り組みの内容を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。「学校基本方針」の具体的な内容としては、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、重大事態を含む深刻ないじめへの対処等、いじめ問題全体に関わる事項を定める。

(2) 学校に設置する組織等

学校は、「いじめ防止等の対策のための組織」を設置する。事案によっては教職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家、警察官等の関係機関及び地域の関係者との連携・協力を図り、それぞれの役割や専門性を発揮して、解決に向けて組織的、実効的に取り組む。

(3) いじめの未然防止・早期発見・早期対応

① 未然防止

- ア いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、すべての児童生徒が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開する。
- イ 「わかる授業」づくりに努め、児童生徒の個性や能力に応じた教育活動を展開することにより、いじめを生まない人間関係や学校風土をつくる。
- ウ 道徳教育や人権教育を軸に、様々な教育活動を通して、仲間づくりを行い、思いやりの心を育成する。
- エ 互いを認め合い、高め合う温かい学級集団づくりに取り組む。児童生徒が主体的に取り組める活動を展開し、達成感を味わったり成功体験を味わったりすることで、自己肯定感や自己有用感、自他を尊重する態度を育成する。
- オ 児童生徒に「いじめは絶対に許さない」という強い信念を持たせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、児童生徒の自主性、主体的な活動による「自浄力」を高める。
- カ 「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身の状態を秘匿している場合が多いことを踏まえ、教職員が確かな人権感覚をもち、偏見をなくすとともに、性別にかかわる冗談やからかいを慎むとともに多様性を認め互いに支え合う風土を醸成する。

② 早期発見

- ア 児童生徒の心身の状況や変化を的確に把握するため、健康観察を行う。また、児童生徒との日常の交流を大切にし、生活日記や連絡帳、個人面談、休み時間中の雑談等、日頃から児童生徒に寄り添う姿勢を持ち続けるよう努め、児童生徒や保護者との信頼関係を築く。
- イ 教職員が学校生活のあらゆる場面において一人ひとりの児童生徒を見守り、情報を共有する。そのため、特に学年内での日頃の情報共有を大切にし、報告・連絡・相談・確認を重視する。
- ウ 定期的なアンケートや面談だけでなく、教職員が常に児童生徒の話に耳を傾ける姿勢を保ち、養護教諭やスクールカウンセラー等を含め、児童生徒が相談したいときにすぐに応えられるよう、校内の教育相談機能の向上に努める。
- エ 児童生徒の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向け、研修会等を実施する。また、インターネットや SNS によるいじめ、下校後のいじめなど見えにくいいじめにも注意を払う。さらに、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

③ 早期対応

ア いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止等の対策のための組織」を開き、組織で対応する。その場合には、多方面からの情報を収集、整理することにより全体像を把握し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図る。そして、いじめを受けた児童生徒への支援と、いじめを行った児童生徒の指導を分担し、継続される支援・指導が、担任など特定の教職員へ負担がかからないよう留意する。

イ いじめを通報・相談した児童生徒のプライバシーを確実に守る。勇気をもって教職員にいじめを通報・相談した児童生徒の行動を認め、いじめを通報・相談してきた児童生徒の安全を確保するための取り組みを徹底する。

ウ 周囲の児童生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず、いじめ問題の解決に向けた一歩を踏み出す勇気がもてるようにする。

エ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら対応するとともに、必要に応じて関係機関との連携も視野に入れて対応する。

(4) 家庭・地域・関係機関との連携

児童生徒の健全な成長と発達には、生活の基盤となる家庭や地域の役割が不可欠であり、また、学校だけでいじめの問題を抱えることなく、関係機関とも情報を共有できる体制を整備しておく必要がある。家庭や地域、関係機関がその重要性を広く認識し、互いに連携していくことが必要である。なお、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

3 家庭・地域が取り組む事項

(1) 家庭の取り組み

① 学校や関係機関への相談

子どもの生活の様子に変化や不安の兆候があった場合には、子どもに寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、速やかに学校に相談し、協力しながらその解消に努める。

② 思いやりの心や自尊感情の醸成

子どもに対し、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むようにする。また、思いやりの心や規範意識を育むようにする。

③ インターネットやSNSの正しい利用

インターネットやSNS上でのいじめについては、学校では把握することは困難なため、保護者が見守る必要がある。そのため、子どもにスマートフォンなどインターネットやSNSが利用できるメディアをもたせる場合は、必ず親子で話し合い、お互いが納得できる約束を決めるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、日ごろからインターネットやSNSの正しい使い方などを積極的に家

庭内の話題にし、保護者による見守りを継続していく。また、携帯電話端末等からのインターネットが不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。

(2) 地域の取り組み

① 地域の関わり

子どもたちの健やかな成長・発達のため、異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組む中で、地域全体で子どもを育てる意識をもって関わる。

② 活動できる場所や機会の提供

子どもたちが地域において様々な機会を通じて望ましい人間関係を形成し、自分の役割や存在を感じることができるよう、活動できる場所や機会を積極的に提供する。

③ 学校や家庭、関係機関との連携

子どもたちの発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身につけさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むことができるよう、学校や家庭と連携した取り組みを進める。また、子どもにいじめの疑いがある場合には、学校や保護者、関係機関に相談・連絡するなどして、子どもの抱える問題の解消に協力する。

第3章 重大事態への対処の方策

1 重大事態の定義

いじめによる重大事態とは、「いじめにより学校に在籍する児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」（法第28条第1項）をいい、以下のような場合が考えられる。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分に把握したうえで判断する。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う必要がある。

2 学校及び教育委員会の対応

(1) 対応の概要

学校に在籍する児童生徒に重大事態が発生した場合、重大事態に適切に対処し、同じことが繰り返されることのないよう、速やかに調査を行う。

① 報告（法第30条第1項）

学校は重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会はその旨を町長に報告する。

② 組織の設置（法第28条第1項）

教育委員会は、その事案について調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断し、調査組織を設ける。

③ 調査（法第28条第1項）

学校又は教育委員会は、事実関係を明確にするための調査を行う。

なお、調査委員に専門家や第三者を加える場合は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者であることに留意する。

学校が調査の主体となる場合	教育委員会が調査の主体となる場合
学校に設置された「いじめ防止等の対策のための組織」を母体とし、「学校いじめ防止基本方針」にしたがって調査を進める。	速やかに「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。

④ 指導・支援

学校は、いじめを行った児童生徒に対して必要な指導を行い、いじめ行為を止めさせる。また、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒に対し、状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰のための支援や学習の支援を行う。

⑤ 情報の提供（法第28条第2項）

学校又は教育委員会は、調査組織の設置状況及び調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

（2）重大事態の調査

重大事態の調査は、文部科学省作成の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参考に、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、いじめを行った児童生徒に対する指導等）及び同種の事態の再発防止策を講ずることを目的とする。

学校及び教育委員会においては、たとえ不都合な事態があったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要であり、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む必要がある。

① いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒から情報を十分に聞き取るとともに、必要に応じて在籍児童生徒や教職員に対し聞き取り調査等を行う。一方、いじめを行った児童生徒にも聞き取りを行い、双方の聞き取り内容に基づき、事実を特定する。

② いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

在籍児童生徒や教職員に対する聞き取り調査等により、できる限り多くの情報を集め、客観的な事実を明らかにする。

（3）いじめを受けた児童生徒及びその保護者への対応

① いじめを受けた児童生徒及び保護者への情報提供

教育委員会、学校は調査組織の調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者等に対して、適時・適切な方法で説明を行う。なお、情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。

② いじめを受けた児童生徒への支援

重大事態に関わるいじめを受けた児童生徒は、心身に大きな負担を受けていることが考えられることから、まず、当該児童生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができるように支援する。

ア 登校できていない場合には、必要に応じて家庭訪問を行い、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を丁寧に傾聴する。

イ いじめに関わる事実関係を明らかにするための聞き取りを丁寧にを行い、解決に向け

- て当該児童生徒の意向を踏まえながら、望ましい解決方法をともに検討する。
- ウ 安心して生活できる場や時間などの学習・生活環境を確保する。
- エ 不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

③ いじめを受けた児童生徒の保護者への対応

- 当該児童生徒の保護者については、重大ないじめを受けたわが子の心身に対する心配や、わが子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童生徒やその保護者への不信感などを強く抱いていることが想定される。このような保護者の心情を察しながら、当該児童生徒の心身の安定に努め、対応や支援を行う。
- ア 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、事実を真摯に受け止め、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- イ 受けたいじめに関わる事実や、児童生徒の心身の状況について丁寧に説明する。
- ウ いじめの解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法をともに検討する。
- エ 保護者自身が不安を抱いている場合、教育相談者やスクールカウンセラーの活用を勧めるなど、町の相談窓口を通じて関係機関との連携を図る。

（４）いじめを行った児童生徒及びその保護者への対応

① いじめを行った児童生徒への指導

いじめを行った児童生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、二度と繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童生徒の立場になり、相手の心の痛みを推測させることによって、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。また、必要に応じてスクールカウンセラー等による面談も受けさせながら、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導することにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

② いじめを行った児童生徒の保護者への対応

当該児童生徒の保護者に対しては、いじめに関する一連の事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童生徒とともに認識してもらうことで、解決に向けた道筋を示して、保護者の協力を求める。その後、児童生徒への接し方や保護者としての役割について、必要な助言を行う。

（５）落ち着いた学校生活を取り戻すための対応

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は学校と連携し、必要に応じて児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。

学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り

戻すための支援に努めるとともに、情報発信の際には、プライバシーへの配慮に留意した対応を行う。

3 町長による再調査及び再調査を踏まえた措置

(1) 再調査（法第30条第2項）

町長は、重大事態の調査結果の報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認める場合には、町長主導の下、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成された調査組織を設置し、再調査を行う。

また、町長は、再調査について、教育委員会・学校による調査と同様に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、調査の進捗状況等や調査結果について、適時・適切な方法で説明する。

(2) 議会への報告（法第30条第3項）

再調査を行った場合、プライバシーに対する配慮を確保したうえで、町長はその結果を議会に報告する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

再調査を行った場合、町長又は教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に関わる重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。